生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例(平成12年3月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の22の項中「5平方メートルまでごとに880円」を「5平方メートルまでごとに1,500円」に、「1個につき880円」を「1個につき1,000円」に、「5個までごとに880円」を「5個までごとに1,000円」に改める。

別表第3の2の項の(2)のエ中「特定屋外タンク貯蔵所(」の次に「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)本則の表の16の項の2の下欄の総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び」を加え、同項の(2)の右欄中サをシとし、コをサとし、同項の(2)のケ中「コ」を「サ」に改め、同項の(2)の右欄中ケをコとし、オからクまでを力からケまでとし、エの次に次のように加える。

- オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,230,000円
 - (イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,460,000円
 - (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 1,630,000円
 - (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 2,010,000

- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,00 0キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 2,330,00 0円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 4,760,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,00 0キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 6,120,00 0円
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 7,440,000円
- 別表第3の3の項の(2)の右欄中「(平成12年政令第16号)」を削る。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○お問い合わせ先 文書課法制係(内線269)